

消費税増税に伴う 保険適用外の料金改定について

消費税法の改正に基づき、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、当院における保険適用外の料金（差額室料含む）についても、平成26年4月1日から消費税率8%として改定させていただきます。また、差額病室のサービス内容の変更により差額室料が増額になります。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月 31 日 三春町立三春病院